

女性運転手の採用・定着促進へ！

公共交通運転手不足対策 促進事業補助金

地域公共交通における女性運転手等の雇用促進を図るため、
運転手にとって魅力ある職場環境整備に向けた取組を実施
する公共交通事業者に対し、補助をします。

詳細はホームページへ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0109/driver.html>



問合せ先

埼玉県企画財政部交通政策課 交通企画・バス担当

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
TEL 048(830)2220 E-mail a2220-10@pref.saitama.lg.jp



■補助対象者

公共交通事業者（乗合バス・タクシー）のうち、中小企業者であって、以下の要件を満たす事業者

- ① 県内に営業所または折り返し場等の運転手が滞在する施設を有する者であること
- ② 関係市町村からの協力を受け、補助対象事業で整備した設備などを活用し採用活動を実施する者であること
- ③ 高速乗合バス（道路運送法施行規則第（昭和26年運輸省令第75号）3条の3第1号に規定する路線定期運行であって、同規則第10条第1項第1号口の運賃を適用するもの）のみを運行する者でないこと。
- ④ 女性運転手に係る5年間の採用計画を提出し、計画期間における採用人数など、採用活動の実績の報告を行うこと。
- ⑤ 県が主催する会議や研修会等において、補助対象事業及び採用活動の実績に係る情報提供を行うことについて、県の求めに応じて協力すること。

■補助対象経費

補助対象設備等	運転手にとって魅力ある職場環境を整備するための取組のうち、以下に掲げる設備を新設または改修する事業 ・女性専用トイレ ・女性専用更衣室 ・女性専用休憩室 ・上記のほか知事が認めるもの（シャワールーム、託児スペース等）
---------	--

- ※ 補助対象経費は、事業に要する経費から国や県、市町村もしくはこれに準ずる公的機関の補助金等を控除した額となります。
- ※ 上記設備に関し、土地の取得に要する経費は対象外となります。
- ※ 消費税及び地方消費税は補助対象外となります。

■補助件数・補助率・補助限度額

補助件数（予定）	5社
補助率	補助対象経費の1／2
補助限度額	1社当たり200万円

- ※ 予算の範囲内で5社以上を支援する場合があります。



本事業の詳しい内容はホームページをご覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0109/driver.html>

TEL 048-830-2220

E-mail a2220-10@pref.saitama.lg.jp

